

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 川田工業株式会社
法人番号： 5230001008469
住 所： 富山県南砺市苗島4610番地
- 指名停止措置期間： 令和3年2月19日から令和3年3月18日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 関東地方測量部管内
- 事実概要：

川田工業株式会社と同社の使用人は、長野県が発注した道路工事において、平成31年2月23日仮索道用鉄塔が倒壊する事故を発生させ、松本労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、令和元年9月11日に至るまで報告書を提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和2年11月25日に松本簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である川田工業株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小 島 正 和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大 橋 秀 己 電話 029-864-6870 (直通)